



福島医発第 823 号 (地)

平成 28 年 6 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 230 号)が平成 28 年 5 月 24 日に告示され、同月 25 日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知された旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

具体的には「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 7 に「セリチニブ」が、「040100 喘息」のうち手術・処置等 2 の 2 に「メポリズマブ」が、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち手術・処置等 2 の 5 に「イブルチニブ」追加が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められております。詳細は添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件

(厚生労働省告示第 230 号)

2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(平 28.5.24 保医発 0524 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

(保 75)

平成 28 年 6 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 230 号）が平成 28 年 5 月 24 日に告示され、同月 25 日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 7 に「セリチニブ」が、「040100 喘息」のうち手術・処置等 2 の 2 に「メポリズマブ」が、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち手術・処置等 2 の 5 に「イブルチニブ」追加が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

< 添付資料 >

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 230 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 28.5.24 保医発 0524 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十五日から適用する。

平成二十八年五月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1952から1984までの項中

なし	なし
----	----

を

なし

なし	なし
----	----

を

あり	あり
----	----

あり

保 医 発 0 5 2 4 第 2 号
平 成 2 8 年 5 月 2 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

」 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第230号）が平成28年5月24日に告示され、同月25日付けで適用されることに伴い、
「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

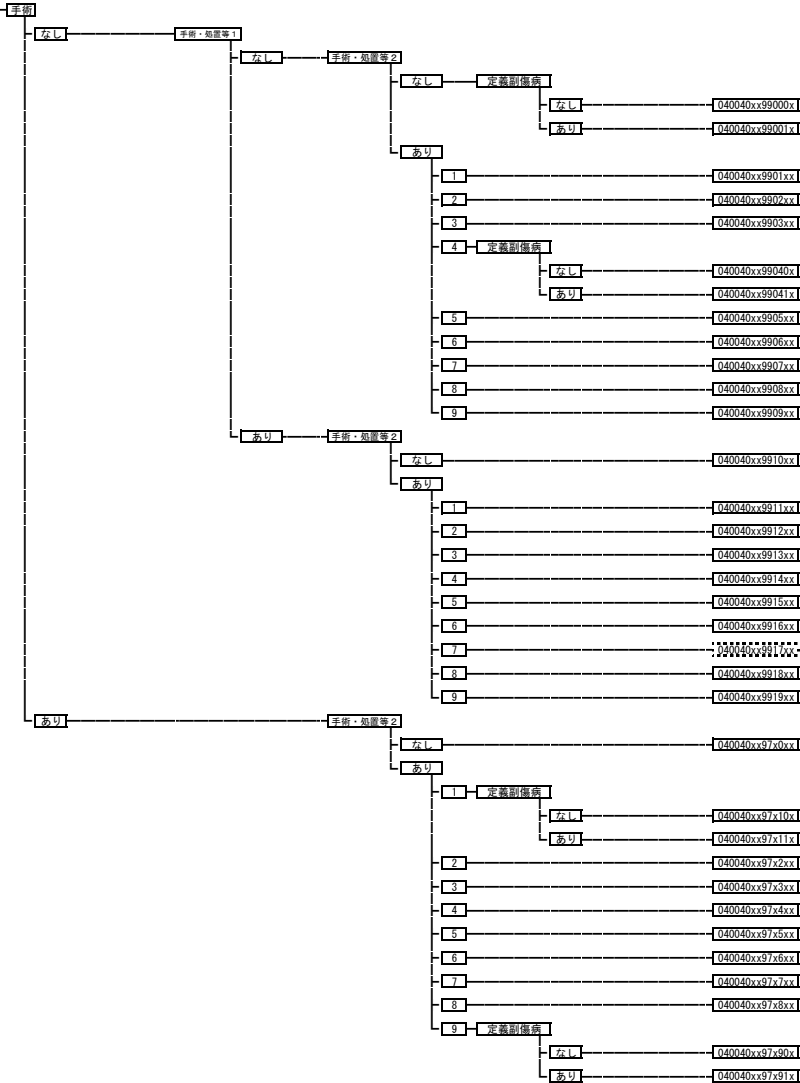
留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「040100 喘息」及び「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の7に「セリチニブ」を、「040100 喘息」のうち手術・処置等2の2に「メボリズマブ」を、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち手術・処置等2の5に「イブルチニブ」追加する。

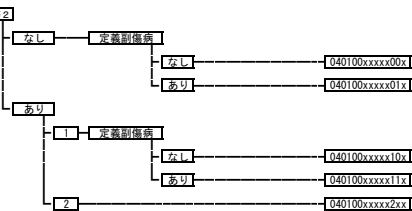
040040 肺の悪性腫瘍

手術・処置等 2
1: 人工呼吸、中心静脈注射
2: 化学療法なしかつ放射線療法あり
3: 化学療法ありかつ放射線療法あり
4: 化学療法ありかつ放射線療法なし
5: カルボプラチン・パクリタキセルあり
6: ゲフィチニブなど
7: クリゾチニブなど
8: ペメトレキセドナトリウム水和物
9: ベバシマブ



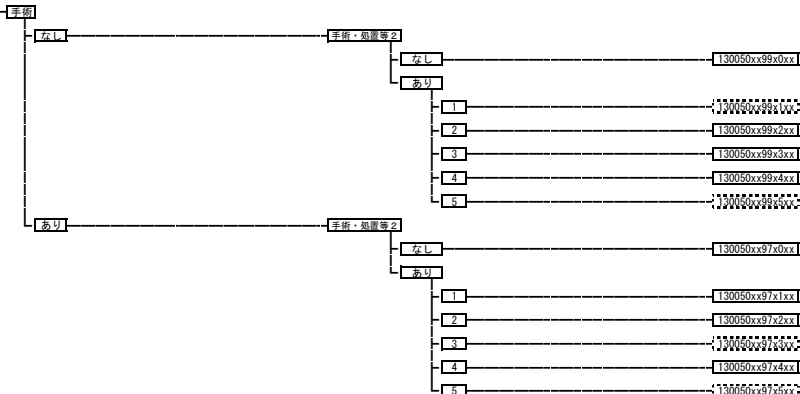
040100 喘息

手術・処置等 2
1: 人工呼吸
2: オマリズマブ、メボリズマブ



130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患

手術・処置等 2
1: 人工呼吸など
2: 化学療法
3: イマチニブメシル酸
4: ニロチニブ塩酸塩水和物など
5: オファツムマブなど



診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等			手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病				重症度等			
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等
04	0040	肺の悪性腫瘍	気管の悪性新生物 気管支および肺の悪性新生物 肺の続発性悪性新生物 気管の上皮内癌 気管支および肺の上皮内癌 呼吸器系の上皮内癌、部位不明	C33 C34\$ C780 D021 D022 D024							手術なし 手術あり	99 99 97 01 97 02 97 04 97 05 97 05 97 06 97 07 97 97	手術なし 肺悪性腫瘍手術 気管支形成手術 輪状切除術 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの) 気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術 胸腔内(胸膜内)血腫除去術 気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの) その他のKコード	K514\$ K5182 K514-2\$ K510 K510-3 K494 K508 その他のKコード	1 1 1 1 1 1 1 1 6 10 6 10 6 10 5 9 4 8 3 7 2 6 1 2 1 1	気管支ファイバースコーピー 経皮的針生検法 経気管肺生検法 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法 (EBUS-TBNA) セリチニブ ゲフィチニブ アファチニブマレイン酸塩 エルロチニブ カルボプラチン+パクリタキセルあり 化学療法ありかつ放射線療法なし 化学療法ありかつ放射線療法あり 化学療法なしかつ放射線療法あり 中心静脈注射 人工呼吸	D302 D412 D415 D415-2 7 11 6 10 6 10 6 10 5 9 4 8 3 7 2 6 G005 J045\$	9 13 8 12 7 11 7 11 7 11 6 10 6 10 6 10 5 9 4 8 3 7 2 6 G005 J045\$	1 1 1 3 1 3 1 3 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	敗血症 脳腫瘍 骨の悪性腫瘍 (骨髄を除く。) 白血球疾患(その他)	180010 010010 070040 130070									
04	0100	喘息	喘息 喘息発作重積状態	J45\$ J46				00 0 15歳以上 15 1 3歳以上15歳未満 03 2 3歳未満			手術なし 手術あり	99 99 97 97	手術なし 手術あり					2 2 2 2 1 1	オマリズマブ メボリズマブ 人工呼吸		J045\$	1 1 1 1 1 1 1 1	慢性閉塞性肺疾患 狭心症、慢性虚血性心疾患 心不全 脊椎骨粗鬆症 2型糖尿病(糖原病性ケトアシドーシスを除く。)(末梢循環不全なし。)	040120 050050 050130 070370 100070						
13	0050	慢性白血病、骨髄増殖性疾患	慢性リンパ球性白血病 亜急性リンパ球性白血病 前リンパ球性白血病 毛様細胞性<hairy-cell>白血病 慢性骨髄性白血病 亜急性骨髄性白血病 慢性単球性白血病 亜急性単球性白血病 肥満細胞白血病 細胞型不明の慢性白血病 細胞型不明の亜急性白血病 真正赤血球増加症<多血症> 慢性骨髄増殖性疾患 本悪性(出血性)血小板血症 血液および造血器のその他の明示された疾患	C911 C912 C913 C914 C921 C922 C931 C932 C943 C951 C952 D45 D471 D473 D758							手術なし 手術あり	99 99 97 03 97 03 97 04 97 97	手術なし 脾摘出術 腹腔鏡下脾摘出術 リンパ節摘出術 その他のKコード	K711 K711-2 K626\$ その他のKコード	5 12 5 12 5 11 4 10 4 10 4 10 3 9 2 8 1 6 1 3 1 2 1 1	アレムツズマブ イブルチニブ オファツムマブ ダサチニブ水和物 ボスチニブ水和物 ニロチニブ塩酸塩水和物 イマチニブメル酸 化学療法 放射線療法 人工腎臓 その他の場合 中心静脈注射 人工呼吸	J0383 G005 J045\$													